

(This article was published in a small booklet called “The Windows of Author’s Study (書齋の窓 May 2021)” which introduces the authors’ thoughts and motives on their planned books. Because the pages given to me by the publisher was limited, this article focuses only on the problems which stimulated me most. Footnotes are also limited to a minimum, The full version of the book is coming soon.)

Professor Emeritus, Tokyo University Yoshihisa Nomi

東京大学名誉教授 能見善久

Part 3 Slavery in Virginia: Representing the Southern States

1 History and Geography of Virginia

Virginia is located just south of Washington, DC across the Potomac River. Washington Dulles International Airport, the gateway to DC, is located in Virginia. On the way to DC from the airport by taxi through the state of Virginia, we can see the residential areas approaching. My first impression was that Virginia is beautiful and there is more green than in New York. The British colony of Jamestown in Virginia was established in May 1607. Slightly earlier than Massachusetts Colony in northern New England. Pocahontas (1595-1617), made famous at least to us Japanese by Disney animation, was a real native woman of this time. She married an Englishman and went to London, where she died. Regardless of whether the content of this animation film is true or not, it is worth while watching the film and experience virtually the atmosphere of that time. Until the middle of the 17th century, wars with the Powhatan tribe, her native tribe, were repeated, but in the end, the Virginia colony, which had superior weapons and numbers, won, and the Powhatan tribe virtually disappeared. In this era, there were already black slaves, but Indian captives were also enslaved. At the time of American independence, Virginia was the largest colony in terms of population. The southern and eastern parts of the country are predominantly of British descents, and there were many plantations, such as tobacco cultivation, that employed large numbers of slaves. The northwestern part (later became West Virginia) was largely populated by German and Irish settlers who were relatively late settlers. They were small-scale farmers, and even if slaves were used, the number thereof was small.



Founding of Jamestown 1607



Pocahontas(1595- 1617)

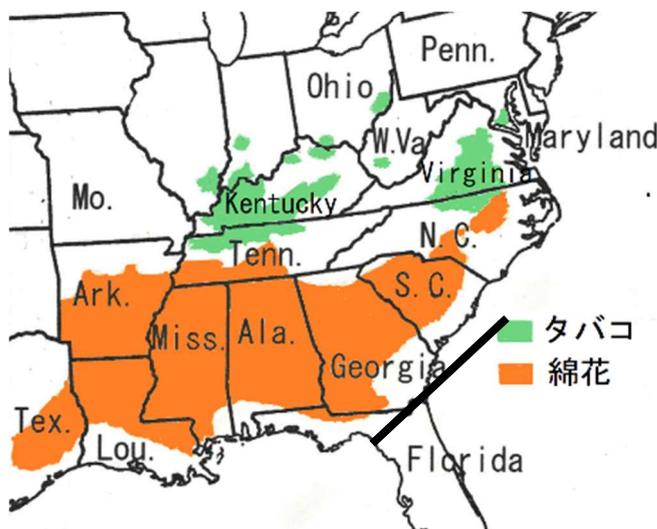
第3回 南部の代表ヴァージニアの奴隷制度 Slavery in Southern State of Virginia

一 ヴァージニアの歴史と地理

ヴァージニアは、ポトマック川を挟んでワシントンDCのすぐ南に位置する。DCの空の玄関であるワシ

トン・ダレス国際空港はヴァージニア州内にある。そこからタクシーでヴァージニア州内を通過してDCまで行く途中は、住宅地が迫っているが、ニューヨークと比べると緑が多い。ヴァージニアにイギリスの植民地ジェームズタウンができたのは一六〇七年五月である。北部ニュー・イングランドのマサチューセッツ植民地よりも若干早い。ディズニーのアニメで有名になったポカホンタス（一五九五～一六一七）は、このころの実在の女性である。彼女はイギリス人と結婚してロンドンに行き、そこで死亡した。このアニメはその内容がどこまで事実かはともかく、当時の雰囲気を感じられて面白い。

一七世紀中ごろまでは、彼女の出身部族であるポウハタン族との戦争が繰り返されたが、最終的には武器と人数で勝るヴァージニア植民地側が勝ち、ポウハタン族は事実上消滅した。この時代には、黒人奴隷もすでにいたが、インディアンの捕虜を奴隷とすることも行われていた。アメリカ独立のころは、ヴァージニアは人口でも最大の植民地になっていた。南部および東部はイギリス系が多く、ここでは奴隷を多数使ったタバコ栽培などのプランテーションが多い。北西部（後のウェスト・ヴァージニア）にはドイツ系やアイルランド系など比較的に後に入植した人達が多く、小規模農業が中心であり、奴隷を使っても少人数であった。



1860年ころのタバコ・綿栽培地域

二 初期の奴隷と年季奉公人（一七世紀前半）

一六一九年に初めて、オランダ商人によって二〇人ほどの黒人が奴隷としてヴァージニアに連れて来られたが、一七世紀後半まではその数はあまり増加することがなかった。むしろイギリスからアメリカへの渡航費用を前借して労働で返済する証書契約をした「年季奉公者 (indentured servant)」が多かった。彼らは雇主のもとで約束した期間働くことと自由となったが、それまでは証書を持つ雇主の支配に服し、「売却」されて別の雇主のもとで働くこともあった。年季奉公者の逃亡も頻発したようで、一六四二年の法律では、逃亡者は年季明け後に逃亡期間の二倍の期間の奉公を継続する義務、二度目の逃亡に対しては頬に「R」の焼き印 (Runaway の R) を加えることが定められている。この時代には年季奉公人と黒人奴隷は、前者が有期である以外はほとんど同じ扱いであった。

三 黒人「奴隷」の確立（一七世紀後半）

一七世紀後半から一八世紀前半にかけて奴隷に関する扱いが変わる。まず、年季奉公人との差が明確になる。インディアンの奴隷（戦争の捕虜）と黒人奴隷との区別も明確になってくる。黒人奴隷が奴隷の中核として確立してくるのである。

まず、奴隷の身分に関して。誰が奴隷として扱われるかの基準が明確化された。一六七〇年を経て一七四八年

法によって、「母国がキリスト教国でないところから輸入された者は全て、海路であれ、陸路であれ、トルコ人・ムーア人およびイギリスその他のキリスト教国において自由人であることが証明された者を除き、奴隷とみなされる。」と規定された。狙いは、アフリカからの黒人であるが、中国、日本から連れて来られた者がいたとしたら、どうなっただろうかという考えが頭をよぎる。インディアンに関しては、この地域においては戦争が終結したこともあって一七〇五年の法律で見直しがなされ、新しく奴隷になる者はいなくなった。

奴隷の線引き基準としてもう1つ重要なのは、母親が奴隷の場合には、その子も奴隷の身分を引き継ぐというものである。ローマ法に存在していた法理であり、イングランド法にはなかったが、ヴァージニアの法律では認められた。これによって、奴隷の輸入がなくても、州内で再生産できることになる。

奴隷の解放については、奴隷が洗礼を受けてキリスト教徒になることで解放されるかが争われていたが、一六六七年「洗礼は奴隷を解放しないことについての法律」で決着がついた。主人の意思による解放については、当初の規律は明確でないが、自由に行われていたようである。しかし、その後、一七二三年法は、解放には総督の許可を要求し、解放自体を制限した。

次に、奴隷の法的性質について。古代ローマ法では、「人」が「自由人」と「奴隷」が分類され、奴隷は主人の絶対的権力下にはあるが、「人」の位置付けであった（ガイウスの法学提要、ユスティニアヌスのローマ法大全）。ヴァージニアでも、当初、奉公人と奴隷の区別が相対的であったことからわかるように、奴隷を「物」と考える発想はなかった。しかし、一八世紀に入ると、奴隷を「物」と見る考え方が定着してくる。一七〇五年法において、農場で働く奴隷は農地に付着するものとして不動産とされた。しかし、これでは主人が死亡したときの相続債務弁済に不便だったので、一七四八年の法律で、奴隷を動産とする変更がされた。動産である奴隷は、主人の死亡時に遺言執行者に帰属し、相続債務の弁済に充てられる。

さらに、各種統制・刑罰については、当初はあまり規制は多くはなかったが、一七世紀後半から一八世紀にかけて、奴隷に対する規制および自由な黒人・混血に対する規制が急速に増える。その内容的な特徴として、相変わらず逃亡・逃亡防止に関する規律が多いが、陰謀や暴動やその予防に関する統制や罰則も増えた。そして、黒人に関しては、罰則に関しては極めて過酷・残酷な刑罰（身体刑）が規定されるようになった。このような残酷な身体刑は、白人やキリスト教徒には科されることなく、黒人、混血、インディアンに対してのみ科される（奴隷であれ、自由人であれ）。たとえば、一七二三年法では、黒人その他の奴隷が、五人以上集まり、反逆などの相談をした場合には、重罪とされ、死刑とされる。また、奴隷が死刑を求刑されている事件において、偽証をした黒人は、次の刑罰を受ける。まず、片方の耳を柱に釘で打ち付け、一時間立たせた後、その耳を切り落とす、続いてもう一方の耳を柱に釘で打ち付け、一時間立たせた後、その耳を切り落とす。さらに、鞭打ち用柱（whipping pole）で三九回の鞭打ちを背中にする。

そのほか、白人の男女と黒人・混血の男女との間の婚姻・性的関係の法律で明確に禁止された。このような混婚禁止法（miscegenation）は、北部マサチューセッツでも早くからあり（一七〇五年法）、南部だけの現象ではない。また、一八六三年の奴隷制度廃止後も続くし、新たに混婚禁止の法律を制定した州もある。この問題については、別の機会に論じたい。

四 独立戦争後の「つかぬ間の春」

（1）奴隷の輸入の禁止・輸入奴隷の売買の禁止

一七七六年に独立が宣言され、ヴァージニアでも憲法も制定され、イギリス支配下のそれまでの法律の見直しが行われた。そのために、一七七六年に新しい議会のもとに「法律改正委員会（Committee of Revisors）」が設けられ、ジェファソン、メイソン、ペンドルトン（裁判官）、ウィズ（法学者・裁判官）などが委員になった。委員会は、一七七九年まで作業をし、制定されるべき法律についての報告書をまとめた。これらの法律案は、一七七九年以降、順次、立法化された。その中にジェファソンが準備した「奴隷に関する法律（案）」も含まれている。

これは、一七八五年一〇月に「奴隷に関する法律」として、若干の修正を経て成立した。これより先に、一七七八年一〇月五日には「奴隷の更なる輸入の禁止に関する法」が制定された。この法律の起草者もジェファソンだとする指摘があるが、明確な資料はない。

まず、一七七八年法から見てみよう。その第一項で、「この法律の成立後は、海路であれ、陸路であれ、この地に奴隷が輸入されてはならない。また、その輸入された奴隷を売却、購入してはならない。」と規定する。外国（アフリカや西インド諸島）からの輸入だけでなく、アメリカの他州からであっても、売買目的で奴隷を連れてくることは許容されない。第二項は、違反した場合の罰金を定める。さらに、重要なのは、第3項で、輸入禁止に反してヴァージニアに輸入された奴隷が直ちに「自由」になると規定されたことである。この法律は、これ以上奴隷を輸入によって増やさないことを目的とするものであり、すでに存在する奴隷を解放するものではないし、奴隷である女性が生んだ子が奴隷の身分を引き継ぐことで奴隷が自然増加することを阻止するものでもない。

続いて、一七八五年一〇月には「奴隷に関する法律」が成立した。七八年法を引き継ぎつつ、この法律では、「本議会の当会期の初日（一七八五年一〇月一七日）を基準日として、それ以前にヴァージニアで奴隷であった者およびその母系の子孫を除き、ヴァージニアにおいては今後はいかなる者も奴隷とならない。」と規定し、「今後、他所から当地に連れて来られた奴隷は、一年間滞在した場合、又は、数度にわたって合計で一年間に達して場合には、自由となる。」とされた。この法律は、「法律改正委員会」が準備した法案（ジェファソン起草）に基づくものであるが、実は、ジェファソンの原案と実際の法律の間には重要な違いがある。ジェファソン原案では、奴隷が自由になってから、一年以内にヴァージニアを去らないと、「法の保護を受けない」とする部分があった（自由を失うという意味か？）。これは、ジェファソンの基本的な考えでもあった。一七八一年に書かれた「ヴァージニア覚書」¹の中で、自由となった黒人は、女一八才、男二一才までは親元にいられるが、その後は、適当な土地に移住させるべきこと、代わりに、世界から白人を呼び集める構想について語っている。さらに、なぜ、自由な黒人をヴァージニアから追放するのかについて、白人と黒人が文化、生活態度、能力、その他あらゆる点で異なり、同じ社会で生活することは適当でないことの理由を長々と述べている。このように、ジェファソンは、黒人を（段階的に）解放すべきであるが、自由となった黒人は国外に追放すべきであるという強い考え方を持っていた。同様のことが、後年（一八二一年）に書かれた自伝でも述べられている。しかし、このような考え方に基づいていたジェファソンの原案であるが、どういふわけか、議会では自由黒人追放の部分が削除された。その結果、一七八五年法は、黒人奴隷にとって優しい法律となった。

（2）奴隷の解放の要件の緩和

従来は、総督の特別の許可が必要であったが、一七八二年法によって、所有者の解放行為（生前の証書による解放、遺言による解放）だけで解放ができるようになった（この分部は、ジェファソン原案にあった）。要件・手続きの緩和によって奴隷解放の数は増えたという調査がある。なお、ジェファソンも後年、遺言で、家事労働に従事していた数人の奴隷を解放したが、農場で働いていた多くの奴隷の解放については言及がなく、他の動産と同じように債務の弁済のために売却されたと考えられている。

（3）行動規制・刑罰等の若干の緩和

この点に関しても、多少緩和があった。逃亡防止・追捕、集会禁止、武器所持禁止、医薬品（毒物）の所持禁止、外出の制限、陰謀相談禁止、主人・白人への反抗禁止などは、これまでと同じであり、刑罰の厳格さも変わらないが、裁判手続きには若干の手續保障が設けられた。今までは、重罪＝死刑は、総督の任命する委員による裁判で有罪を判断するだけであったが、審理する委員は五人以上とし、有罪＝死刑には全員一致を必要とした

(一七九三年法)。因みに、白人の重罪＝死刑では、大陪審、小陪審（全員一致）の評決が必要である。

(4) ジョージ・タッカー の段階的奴隷廃止論

この時期に議会で提出されたのが、タッカーの『奴隷に関する論考——ヴァージニアにおける段階的奴隷廃止論の提案』²（一七九六年）である。タッカーは、ウィリアム＝メアリー大学の教授・裁判官であり、ブラックストンの『注釈書』のアメリカ版を一八〇三年に出版した人物である。この論稿の中で、タッカーは、ブラックストンの『注釈書』やサマーセット事件にも言及しながら、奴隷制度が自然法に反し、倫理的にも非難されるべきであり、労働として効率的でもない（アダム・スミスを引用）と論じる。法的にも、奴隷は「物」と見るべきではなく、制限を受けた「人」と見るべきこと、そして、黒人奴隷の存在は民主主義に反し、人権宣言で謳われている自然の権利を承認するならば、彼らを「対等な」「同僚として(fellow men)」と見る必要があるとする。それゆえ、本来であれば、直ちに奴隷制度は全面的に廃止されるべきだが、黒人奴隷が人口の五〇%近くにもなったヴァージニア（プランテーションの多い東部では黒人奴隷人口が五〇%を超えていることを指摘）では直ちに全面的に解放をすることは弊害も大きいとして、ペンシルベニア州のように段階的廃止が適当であると、その具体的な方策も提言する。そして、タッカーは、ジェファソンと異なり、自由になった奴隷がアメリカから追放されることまでは提案しないが、同じ地で暮らすことは難しいので、黒人はアメリカの別の地で暮らすことを望むと述べている。それなりに力を込めて書かれた段階的廃止論であったが、支持されなかった。

五 冬の再来

(1) 一九世紀前半の「逆回転」

一時期の厳格な奴隷制度の緩和は、一九世紀初頭から、再び過酷な方向に逆戻りする。その背景には、自由な黒人が増えることへの警戒感、一七九一年に起きたハイチにおける黒人奴隷の革命の際の白人殺害が与えた恐怖などもあった。また、一八三一年にヴァージニア南部で起きたナット・ターナーの反乱で多数の白人が殺害されたことも影響した。

奴隷取引に関しては、州外からの黒人奴隷流入を増やさない基本方針は維持されていたが、今までは違反して連れてこられた奴隷は1年間の滞在で自由を獲得したが、一八〇六年法は、奴隷所有者の権利を否定するだけで、その奴隷をカウンティの「貧民監督官」に帰属させた。奴隷は自由になれなくなったのである。

解放に関しても、大きな変化があった。解放された奴隷は、「特別のメリット」があるとして裁判所が許可がした場合以外はヴァージニアに留まることができず、一年以上いると自由を放棄したものとみなされた（一八〇六年法）。そのため、主人からの解放を拒否して奴隷のまま留まる者もいた。自由黒人の一〇年毎の増加数（自由黒人の夫婦からの出生者も含む）を見ると、一八三〇年以降の増加数が減少しているのは、解放数が少ないか、解放されても州内に滞在することが許可された数が少ないのか、いずれかであろう。奴隷数全体の増加も鈍化しているが、これは、ヴァージニアから南部、西郡の他州に売却される奴隷が増えたからである（毎年約六〇〇〇人と言われている）。

	1790	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860
A 自由黒人	12,866	20,124	30,570	36,833	47,348	49,842	54,333	58,042
増加分		+ 7,258	+10,446	+6,313	+10,465	+2,494	+4,490	+3,709
B 奴隷	292,627	345,796	392,516	425,148	469,757	448,987	472,528	490,865
A/B	0.044	0.058	0.078	0.087	0.101	0.111	0.115	0.118

行為規制・刑罰等については、逃亡奴隷の捕捉、逃亡防止のほか、反乱の防止策にも重点が置かれるようになった。奴隷による反乱の謀議は、犯情により死刑または他州への売却となる（一八四九年法第二〇〇章）。黒人の集会禁止規制も強化され、宗教的集会でも、黒人牧師が主催するものは禁止される。また、黒人（奴隷に限らず）に読み書きを教える集会も禁止された（第一九八章）。読み書きができる黒人は反乱を指導・扇動する恐れが高いというので、導入された政策である（他の南部諸州でも同様）。ここまでののかと驚くべき政策である（主人が自分の奴隷に教えることは許容）。また、奴隷解放論者の活動にも神経をとがらせ、白人が奴隷制度を否定する言動をした場合に禁固・罰金の刑を定めた。白人に対する暴行なども厳格に処罰される。白人女性に対する強姦・暴行などは、陪審の裁量的判断で死刑も科せられる（白人の場合は二〇年以下の懲役）。同じ罪を犯した場合でも、白人と黒人では黒人の方が刑罰が重く、かつ、鞭打ち刑などの身体刑がある。

そのほか、法律等には表れない奴隷の日常生活の悲惨さは枚挙にいとまがない。一つは、売却による家族の離散である。主人の死亡などに伴う債務の弁済に際して、奴隷が売られることが多く、しかも家族がバラバラに売られることが奴隷にとって最大のショックであった。もう一つは、鞭打ちである。鞭打ちは、法律が定めた刑罰としての鞭打ちと、主人が反抗する奴隷に対して矯正のためと称してする鞭打ちがあった。前者は、公開の鞭打ちが行われ、奴隷を鞭打ちのために縛り付ける「鞭打ちポール」というものがあった。後者は、単なる主人の権力に基づいて行われるもので、法律の規制や監視が行き届かず、しばしば過剰な鞭打ちにより奴隷が死亡することがあった（小説『アンクル・トムの小屋』のトムの最後）。

（２）デューの奴隷制度擁護論

奴隷による反乱をきっかけに、一八三一年にヴァージニア議会で奴隷制度についての議論が行われた。段階的廃止論と奴隷制度擁護論の間で議論が戦わされたが、結局、現状維持ということになった。この時期に出されたのが、ウィリアム＝メアリー大学の教授トマス・デュー³の論文である。要点を紹介する。

第1に、従来からグロチウスなどによって主張されてきた奴隷の発生原因としての戦争（捕虜を奴隷）、合意、刑罰などに言及する。奴隷の正当化原因については、第1回で紹介したブラックストンによって批判されていたが、デューはこのブラックストンの議論に反論する。ブラックストンは、戦争中は味方への危険を防止する必要から、敵を殺害したり、殺害の代わりに奴隷とすることがあるが、戦争が終わり味方への危害の危険がなくなれば、敵の殺害も奴隷化も必要なくなるので、戦争を理由に敵を奴隷とすることは正当化できないと主張した。これに対して、デューは、ブラックストンが主張する「必要性」というのは間違っている、奴隷の正当化原因は「報復」である。従って、戦争が終わっても報復感情が続く限り、捕虜の奴隷化は正当化されるという。この議論は、ヴァージニアが17世紀後半までインディアンを奴隷としてきたことの正当性を主張するものである。インディアンとの戦争が終わった後も、奴隷とされたインディアンは長い間解放されなかったのである。次に、合意による奴隷化について、ブラックストンは、自由人が自分の身を奴隷として売る際の正当な対価は考えられないし、仮にあっても奴隷となってしまえばそれを受領できないから、合意を理由に奴隷を正当化することはできないとした。デューはここでも反論する。アフリカからの黒人奴隷を正当化するためである。アフリカのような過酷な環境のもとでは、衣食などの生活の保障を受ける代わりに、自分の自由を売ることがあると主張する。そして、捨て台詞として、「ブラックストン裁判官の主張が理論的に正しいかどうかは、実際には重要な意味を持たない。事実の問題として、・・・古代においても、現在においても、『取引と売買』が奴隷の供給のもとになっている。」と述べる。

第2に、デューは、奴隷制度がいかに社会にとって利益となったかを主張する。奴隷制度は神の恩寵に沿うものであり、奴隷制度は文明を発展させた、などという。インディアンなどを奴隷にすることで彼らを農耕に従事

させ、文明化した、また、野蛮な人々の間では女性が劣悪な地位に置かれていたが、奴隷とされることで、男女平等が実現した。奴隷制度は、主人だけでなく奴隷にとっても、よい方向への発展をもたらしたのだという。

第3に、奴隷の解放は、段階的解放であっても、社会に害悪をもたらすと主張する。一部の論者は、奴隷を解放して、アフリカの植民地（リベリア）に移住させることを主張するが、それはコストや損失を考えると現実的でない、解放で労働の担い手の奴隷が減ると、食料生産も減少し飢饉をもたらす危険がある、などとも主張する。

六 ヴァージニアの苦悩

ヴァージニアでは、深南部州と異なり、奴隷制度に対する見解は割れていた。東南部は、タバコ栽培が黒人奴隷労働に依拠していることもあり、奴隷制度維持派が多かった。これに対して、西郡（現在の西ヴァージニア）は山が多く、農家も中小農家が多数で、奴隷を使うことは少なかった。一八六〇年の大統領選でリンカーンの就任後（一月六日選挙、翌年三月四日就任）、南カロライナを先頭に、ミシシッピ、アラバマ、ジョージアなどの強硬派の州が合衆国からの分離・独立を宣言する中で、ヴァージニアの議会はもめた。最終的に、南北戦争勃発後に、合衆国離脱の決定をするが、そこまでを希望しない西郡地区は、西ヴァージニアとしてヴァージニアから分離し、合衆国を形成する独立の州となるのである。

¹ Jefferson, Notes on the State of Virginia, (1781)。中屋建一訳『ヴァージニア覚え書』（岩波文庫）248頁以下（1972）。

² St. George Tucker, A Dissertation on Slavery with a Proposal for the Gradual Abolition of it in the State of Virginia, (1796).

³ Thomas Dew, Review of the Debate in the Virginia Legislature of 1831 and 1832, (1832).